

南箕輪村地域公共交通会議次第（第1回）

日時：平成30年5月23日（水）

午後1時30分から

場所：南箕輪村役場2階 講堂

（委 嘱）

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 副会長の指名

5 協議事項

（1）南箕輪村巡回バス「まっくんバス」の運行状況及び利用促進について

（2）伊那地域定住自立圏における行政区域間縦断路線バス「伊那本線」について

（3）地区からの公共交通への要望について

（4）その他

6 その他

7 閉 会

This image shows a single page of white paper with horizontal black ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, typical of notebook or legal stationery. There are no margins, text, or other markings on the page.

南箕輪村地域公共交通会議 委員名簿

(委嘱期間：平成30年4月1日～平成32年3月31日)

役職名	所属	職名	委員氏名	選出区分	備考
会 長	南箕輪村	村長	唐木 一直	村長	
委 員	伊那バス株式会社	代表取締役社長	藤澤 洋二	一般乗合旅客自動車運 送事業者その他の一般 旅客自動車運送事業者 及びその組織する団体	
	ジェイアールバス 関東株式会社 中央道支店	支店長	名和 進		
	有限会社白川タクシー	代表取締役	白川 光朗		
	伊那バス労働組合	組織部長	吉江 悟	一般乗合旅客自動車運 送事業者の事業用自動 車の運転者が組織する 団体	
	村区長会	久保区長	堀 正	住民又は利用者の代表 者	
		中込区長	征矢 利雄		
		塩ノ井区長	征矢 源治		
		北殿区長	山崎 吉郎		
		南殿区長	唐木 茂人		
		田畑区長	三澤 稔		
		神子柴区長	原 雅章		
		沢尻区長	中村 敏章		
		南原区長	小池 悟		
		大芝区長	倉田 弘		
		大泉区長	唐澤 茂		
		北原区長	永井 智		
	北陸信越運輸局長 野運輸支局	首席運輸 企画専門官	近藤 高弘	北陸信越運輸局長又は その指名する者	
	伊那警察署	交通課 交通係長	小池 章吾	道路管理者、長野県警 察、その他交通会議が 必要と認める者	
	伊那建設事務所	企画幹兼 維持管理課長	大瀬木 弘		

	所属	職名	氏名	備考	
事務局	地域づくり推進課	課長	田中 俊彦		
		係長	山口 弘一郎		
		主査	北原 康裕		

南箕輪村巡回バス「まっくんバス」の概要と経緯について

1 南箕輪村巡回バス「まっくんバス」の概要

自家用車等の普及によりバスの利用者は減少し、村内の民間バス路線は廃止、縮小の一途をたどっている状況下において、高齢者をはじめ自分で車を運転できない方たちにとってバスは生活のために欠くことのできない交通手段であり、多くの方の生活の足となるため誰でも乗ることができる村内巡回バスを運行しています。

(1) 運行開始年月 平成 15 年 4 月

(2) 運 行 系 統 別添（まっくんバス時刻表）のとおり

(3) 対 象 者 誰でも利用可

(4) 路 線

バス 2 台で 4 コースを巡回

北コース・東コース（5 巡回）、南コース・南原沢尻コース（4 巡回）

(5) 運 行

土・日・祝祭日及び年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）を除く毎日

(6) 運 賃

運賃 大人 200 円、小学生・障がい者・免許自主返納者 100 円

小学校就学前及び 75 歳以上の高齢者※は無料

（※高齢者については平成 30 年 4 月から無料化）

○回数券

大人 200 円 1 冊（10 枚綴り大芝高原温泉入浴券付き） 2,000 円

小学生・障がい者 1 冊（10 枚綴り味工房ジェラート券付き）1,000 円

○定期券

1 ヶ月 6,000 円（小学生・障がい者は 3,000 円）

3 ヶ月 18,000 円（ 〃 9,000 円）

6 ヶ月 36,000 円（ 〃 18,000 円）

(7) 運 行 方 式

道路運送法第 4 条による乗合旅客運送（通常の一般乗合旅客運送事業）

南箕輪村から伊那バス（株）に運行委託

運賃については、道路運送法第 9 条及び同法施行規則第 9 条の規定に基づき
届け出た運賃に設定（地域公共交通会議で合意を経た協議運賃）

(8) そ の 他

「まっくんバス」の名称と車体のデザイン、ロゴマークは、平成 11 年度の南箕輪中学校 2 年 3 組の皆さんが村に寄せてくれた案を取り入れて決定。

2 「まっくんバス」のこれまでの改正等の経緯

(1) 運行体制の基本的な考え方

○誰でも乗ることができる

高齢者、障がい者等の一般的に交通弱者といわれる方々だけではなく、自分で車を運転しない全ての人を対象とする。

○移動目的とする施設

各地区から村役場、大芝の湯、伊那中央病院、商業施設へ移動できることを目的とする。朝夕の一便ずつは伊那養護学校への通学（養護学校前バス停の到着時間、駅での乗り継ぎ）に対応する。

(2) 改正等の検討経緯

利用者の利便性や安全性を向上させるため、継続的にルートの見直し等の検討を行っています。

これまで、平成 15 年の運行開始以来、平成 16 年、平成 21 年の見直しを経て、平成 23 年 10 月にバス 2 台体制とする全面改正を行いました。

また、その後も利用状況、利用者の意見の聴取などをふまえて、随時バス停の新設など一部見直しを行っています。

(3) 直近 3 か年の主な改正点

【平成 28 年 4 月】

①堀田内科クリニック前バス停の新設

【平成 29 年 4 月】

①バス停の新設

ふれあいの里バス停、塩ノ井バス停

②バス停の移設

大和泉神社前→「原胃腸科外科医院前」

中込線北殿 →「中込線塩ノ井」

【平成 30 年 4 月】

①バス停の移設及びそれに伴うルートの一部変更

原胃腸科外科医院前バス停の廃止、大和泉神社前バス停の新設

②減便

利用者が少ない最終便（南コース 5 便、南原・沢尻コース 5 便）を減便

③高齢者（75 歳以上）の運賃の無料化

3 運行実績・経費

(1) 運行実績 (別紙1のとおり)

(2) 運行経費

○運行については、伊那バス(株)に委託し、経常損失を村が負担します。

○平成29年度決算状況(平成28年10月～平成29年9月)

経常収益 2,478千円(前年比 -215千円)

経常費用 41,202千円(前年比 +1,499千円)

経常損益(補助対象経費) △38,724千円(前年比 -1,714千円)

ただし、特別交付税として経常損失の8割(約30,979千円)が補てんされるため、村の実質負担額については、約774万円となります。

【経常損失の増加要因】

(収益) 乗車人数の減(平成29年度乗車人数12,812人(前年比85%))

(費用) 人件費、燃料費、修繕費等の増加が要因となっています。修繕費については、2台運行のうち1台について、平成15年から運行しており車体修繕費がかさむ原因ともなっていることから、平成30年度末に車両の入れ替えを予定しています。

○過去3年の状況

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	2,507	2,693	2,478
経常費用	39,808	39,703	41,202
経常損益	△37,301	△37,010	△38,724
収支率	6.2%	6.7%	6.0%

4 平成30年度事業費

(1) 平成30年度巡回バス委託料 37,000千円

(2) 新車両購入費用 20,985,611円(日野ポンチヨ6.3mポンチヨ1台)

平成28年12月16日議会議決

平成31年3月納車(予定)

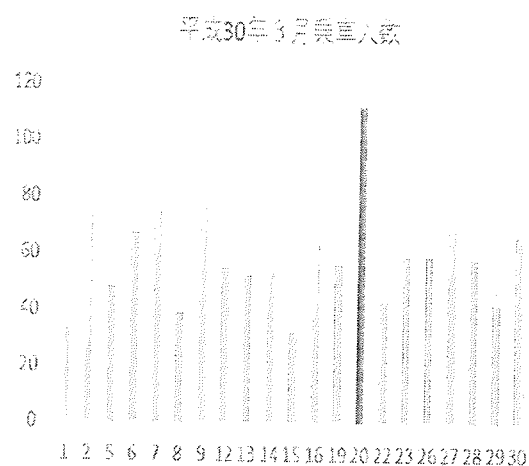
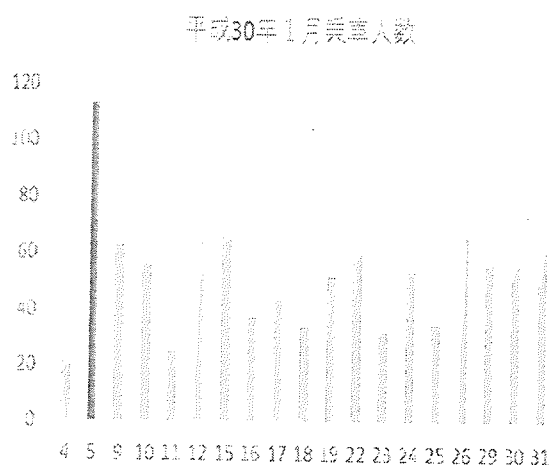
5 利用促進について

(1) 平成 29 年度の利用促進について

① まっくんバス無料乗り放題デーの実施

(伊那本線、伊那市内路線バス、箕輪町コミュニティバスも同日無料)

H29 実施日	乗車人数	前年度参考	前年比
1 月 5 日 (金)	113 人	77 人 (1 月 6 日 (金))	+36 人 (47%増)
3 月 20 日 (火)	112 人	46 人 (3 月 21 日 (火))	+66 人 (143%増)



② その他

村内保育園、伊那市内幼稚園の遠足での利用やこども館へ保育園児を招待するイベント時にまっくんバスを利用してもらう「バス育」を実施。

保育園児ほか子ども 176 人、引率等大人 32 人が利用

(2) 平成 30 年度の利用促進について

① 高齢者 (75 歳以上) の運賃無料化 (平成 30 年 4 月から実施)

② 無料乗り放題デーの実施 (年間数回)

伊那市、箕輪町と連携して実施

③ その他、保育園児のバス育等を実施

伊那地域定住自立圏構想における行政区域間縦断路線「伊那本線」について

1 路線概要

伊那市、箕輪町及び南箕輪村が連携して定住自立圏を形成するにあたり、相互の結びつき及びネットワークを強化するとともに、中心市としての都市機能を高めるため、バス路線2路線の運行を開始

名称	伊那本線 (行政区域間縦断路線)	市街地循環バス内回り便 (伊那市街地循環路線)
運行開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日
運行内容	当初：月～金：上り下り各 9 便 ※平成 30 年4月改正 月～金：上り下り各 7 便 土日祝：上り下り各 3 便	毎日運行：17 便
運賃	区間制 150 円～350 円	定額 150 円
事業費 (29 年度実績)	運行委託料：47,353 千円/年 (3 市町村で走行距離按分) ・伊那市 25,443 千円 ・箕輪町 12,421 千円 ・南箕輪村 9,488 千円	運行委託料：19,000 千円/年 (伊那市負担) 金額は H29 予算

※ 運行内容の詳細は、別添「定住自立圏バス路線図」をご参照ください。

※ 定住自立圏について

地方圏への人口定住を促進するため、総務省が促進する施策。人口が 5 万人程度以上で、昼間の人口が夜間を上回る都市が「中心市」となり、「近隣市町村」と連携・協力して、医療・福祉や公共交通、人材育成など人口定住に必要な生活機能の確保を図ります。取り組みには国からの財政措置があり、南箕輪村の場合は近隣市町村として関連事業費 1,500 万円まで特別交付税で措置されます。

2 利用実績 (別紙 2 のとおり)

3 利用促進の取組み

平成 29 年度実績【3 市町村共通】

- ① 別紙「定住自立圏バス路線図」の全戸配布
- ② 他のバス路線との乗継券(最大 200 円割引、当日限り有効)の発行
- ③ 試乗券の配布
 - ・沿線 5 校の高校生(期間：6/8～7/23、試乗券利用 133 人)
 - ・伊那中央病院利用者(期間：9/6～10/31、利用者 50 人)
 - ・健康教室、高齢者クラブ等(2～3 月、利用者 330 人)
- ④ 伊那本線で夏祭りに参加する方への粗品進呈
 - ・3 市町村のキャラクターグッズ等の配布
- ⑤ 広報番組等での P R
 - ・各市町村公式ホームページ、ケーブルテレビ番組、有線放送 等

平成 30 年度

継続した広報・P R、高齢者を対象とした試乗券の配布等を予定

○南箕輪村地域公共交通会議設置要綱

平成20年10月9日

告示第52号

改正 平成28年3月17日告示第22号

南箕輪村地域公共交通会議設置要綱を次のように定め、平成20年10月9日から施行する。

(趣旨)

第1条 地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、南箕輪村地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 村長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 住民又は利用者の代表者
- (5) 北陸信越運輸局長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、長野県警察、その他交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任させることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、村長を充て、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代表する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者に交通会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 交通会議は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事)

第8条 交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、交通会議で選任する。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、地域づくり推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

前 文 (平成28年3月17日告示第22号抄)

平成28年4月1日から施行する。